

令和4年第1回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 令和4年 3月 4日 午前10：00

○散 会 午後 1：57

○出席議員（18名）

1番 菅 原 理恵子	2番 鈴 木 壮 二	3番 藤 原 仁 美
4番 戸 田 俊 樹	5番 佐 藤 義 久	6番 澤 井 昭二郎
7番 堀 井 克 見	8番 藤 原 典 男	9番 中 川 光 博
10番 鈴 木 司	11番 菅 原 秀 雄	12番 石 井 和 人
13番 西 村 武	14番 鏡 仁 志	15番 菅 原 龍太郎
16番 伊 勢 潤	17番 佐 藤 敏 雄	18番 小 林 悟

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 剛
市民生活部長 伊 藤 国 栄	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
福祉保健部技監兼社会福祉課長 筒 井 弥 生	産 業 建 設 部 長 櫻 庭 春 樹
上下水道局長 渋 谷 一 春	教 育 部 長 伊 藤 貢
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 菅 生 司
税 務 課 長 櫻 庭 仁	市 民 課 長 米 谷 裕 二
都市建設課長 畠 山 修	学 校 教 育 課 長 島 崎 徳 之

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴 木 健 二	議会事務局次長 鈴 木 学
----------------	---------------



令和4年第1回潟上市議会定例会日程表（第1号）

令和4年 3月 4日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長施政方針、教育長教育行政方針）
- 日程第 5 議案第 2号 潟上市消防団に関する条例（案）について
- 日程第 6 議案第 3号 潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第 4号 潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第 5号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第 6号 潟上市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 10 議案第 7号 潟上市敬老祝い金条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 11 議案第 8号 潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 12 議案第 9号 潟上市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 13 議案第 10号 潟上市自治基本条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 14 議案第 11号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 15 議案第 12号 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 16 議案第 13号 男鹿地区衛生処理一部事務組合理約の一部変更について
- 日程第 17 議案第 14号 令和3年度潟上市一般会計補正予算（第14号）（案）について

- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 令和 3 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 3 号) (案) について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 令和 3 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 3 号) (案) について
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 令和 3 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算  
(第 4 号) (案) について
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 令和 3 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算 (第 1 号)  
(案) について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 令和 3 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算  
(第 1 号) (案) について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 令和 3 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算  
(第 1 号) (案) について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 令和 3 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算 (第 1 号)  
(案) について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 令和 3 年度潟上市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)  
(案) について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 令和 4 年度潟上市一般会計予算 (案) について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 令和 4 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算 (案) に  
ついて
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 令和 4 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算 (案) に  
ついて
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 令和 4 年度潟上市介護保険事業特別会計予算 (案) に  
ついて
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 令和 4 年度潟上市豊川財産区特別会計予算 (案) について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 令和 4 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算 (案) に  
ついて
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 令和 4 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算 (案) に  
ついて
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 令和 4 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算 (案) について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 令和 4 年度潟上市水道事業会計予算 (案) について

- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 令和 4 年度潟上市下水道事業会計予算（案）について
- 日程第 3 6 予算特別委員会の設置について
- 日程第 3 7 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 3 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 9 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 0 発議第 3 号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 1 発議第 4 号 潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について



午前10時00分 開会

○議長（小林 悟） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

**【日程第1、会議録署名議員の指名】**

○議長（小林 悟） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、4番戸田俊樹議員、5番佐藤義久議員を指名します。

**【日程第2、会期の決定】**

○議長（小林 悟） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの22日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月25日までの22日間に決定しました。

**【日程第3、諸般の報告】**

○議長（小林 悟） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付したとおりであり、朗読、説明は省略します。

**【議会運営委員会の報告】**

○議長（小林 悟） 次に、議会運営委員長からの報告を行います。7番堀井議会運営委員長。

○議会運営委員長（堀井克見） おはようございます。私から、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、2月25日に提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局からは説明員として副市長、総務部長の出席のもとに開催をしております。

3月2日には、一般質問の取扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委

員、正副議長の出席のもとに開催をしております。

次に、本定例会の運営についてご報告をいたします。

初めに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に、予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託をする予定であります。その後、3月14日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後に各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査する予定であります。また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告・質疑・討論・採決の順に行う予定となっております。本会議最終日は午後から開催する予定で、予算以外の議案等については、各常任委員会報告・質疑・討論・採決の順に行い、予算議案については、特別委員会報告・討論・採決の順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については、本会議と同様の取扱いとなりますので宜しくお願いいたします。

次に、議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、付託については、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますのでご確認をいただきたいと思います。

なお、議案第13号については、本日の会議にて審議を行うこととなっております。

次に、発議について申し上げます。

潟上市議会議員に係る期末手当及び費用弁償について、常勤の特別職と同様の取扱いをするとともに、所要の規定を整理するため、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を発議いたします。

また、潟上市行政組織機構の見直しに伴い、条例の関係部分を改正するため、潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例を発議いたします。

それぞれ本日の日程として取扱いをいたしますので、宜しくお願いをいたします。

次に、一般質問について申し上げます。

今回の一般質問については、8名の通告者がありました。

抽選の結果、3月10日木曜日の1番目には15番菅原龍太郎議員、2番目には13番西村 武議員、3番目には8番藤原典男議員、4番目には12番石井和人議員、3月11日金曜日ですが、1番目に3番藤原仁美議員、2番目に10番鈴木 司議員、3番目に2番鈴木壮二議員、4番目に1番菅原理恵子議員、以上の順序となっておりますので、宜し

くお願いをいたします。

次に、議場における自席での発言については、新型コロナウイルス感染防止対策の観点からワクチン接種3回目終了までは現状のまま運営いたしますので、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも3月14日月曜日の特別委員会全体会終了後からの開会となります。

なお、常任委員会及び予算特別委員会の分科会審査は、これも新型コロナウイルス感染防止対策の観点から説明員の出席を最小限にとどめるなど、会議の運営については特段のご配慮をいただくようお願いを申し上げます。

最後に、議員の皆さんに申し上げます。

議会運営全般について申し上げたいと思いますが、このたびの3月の招集通知などに、皆様もご案内のとおり、配付書類の中に行政報告、施政方針が同封されておりました。議会運営委員会では、議員は行政報告、施政方針を熟読して議員の最大の権能である一般質問を行っており、それが合併以来踏襲されてきた潟上市議会のやり方であることを委員全員で一致して確認をし、議長に対して、従来どおり告示日に議案と一緒に配付するように、これは議会運営委員会の総意であると市長に申し入れをすることを議長に要請をいたしました。

その後、議長から申し入れした結果の報告がありました。市長からは、施政方針、行政報告、議案等は配付後に変更となる可能性もあるので、今後は当日配付としたい。併せて、常任委員会、予算特別委員会の分科会の説明員として、市長、教育長が常時出席するのを改めたいとの話もありましたが、議会運営委員会の申し入れ内容、さらに市議会の運営は、これまでの議会と当局との協議により17年間の積み上げによるものであることをお話ししたところ、市長よりご理解をいただき、これまでどおりの配付、出席といたします。

このたびは独断で拙速に変更をして反省をしている。今後は、事前に議会に対して協議のお願いをすとの市長からの話であったとの報告が全委員で確認をしております。

今後の議会運営については、市長、当局、その判断、裁量権が及ぶものであっても、変更は議会運営にとって大きな影響を及ぼすことから、このたびのような事前の協議を経ずに議員、議会全体に混乱を招くような手法は、厳に慎んでいただきたいと思います。

これまでの議会運営や関連する事項について、変更や見直しをする、全く新規の取組を導入する場合は、必ず議会運営委員会の協議を経て、全議員に周知をしてからの実施としてまいりたいと考えております。

もとより議会運営委員会は、議会運営のみならず、議長の諮問事項についても協議をし、答申を行う議会の重要機関であります。かつ会派制に立脚していることから、その決定、確認は、議会の総意を意味するものでございます。議員各位、市長、副市長、教育長、当局職員の皆様には、適切な対応をお願いするとともに、特段のご協力をくださるよう重ねてお願いを申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林 悟） これで諸般の報告を終わります。

#### 【日程第4、施政方針報告】

○議長（小林 悟） 日程第4、市長の施政方針報告を行います。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） おはようございます。

令和4年第1回潟上市議会定例会の開会にあたり、市政の所信と令和4年度予算編成の概要を申し述べます。

昨年4月、多くの市民の皆様からのご支援を賜り潟上市長に就任させていただき、間もなく1年を迎えようとしております。

この間、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、市政課題の解決に向けて、人口減少や少子高齢化対策、雇用機会創出のほか、行財政改革推進への取組など、様々な課題に向き合いながら市政運営に努めてまいりました。

新型コロナウイルス感染症は、新たな変異株による感染の再拡大により、未だ収束の糸口をつかむことができておりませんが、ワクチン接種事業や各種行事の自粛または縮小開催のほか、公共施設等利用時の感染対策などに対する市民の皆様の多大なるご理解とご協力を賜り、辛うじて本市における市民の皆様の日常生活を維持することができております。

このような中、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着きを見せ始めた昨年後半には、天王地区、昭和地区、飯田川地区の合わせて7会場で、自治会との意見交換の場を設けさせていただき、各自治会長をはじめ、多くの市民の皆様の声をお聞きすることができ、改めて本市における地域課題を感じ取ることができました。こうした市民の皆様の声に応えるため、大胆な発想と決断のもと、市民と地域、行政が一体となって市政課題の解

決に努め、未来につながる確固たる市政の基盤を築いていく所存であります。

本市においては、合併後17年が経過しようとしており、著しい人口減少や少子高齢化の進展をはじめ、東日本大震災等を踏まえた環境や防災等に対する意識の高まり、ICT（情報通信技術）の活用など、本市を取り巻く社会状況は急激に変化しております。このような状況のもと、次代を担う子どもや若者が生き生きと成長できる環境づくりを通じて、互いが支え合いながら市民の活力の向上を目指し、本市の魅力を磨き上げることが求められています。

一方、国では令和4年度の経済見通しについて、新型コロナウイルス感染症による下振れリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとしながらも、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を迅速かつ着実に実施することなどにより、実質GDP成長率を3.2パーセント程度、名目GDP成長率を3.6パーセント程度と過去最高のGDPを見込んでおります。

また、公的支出による経済の下支えのもと、消費の回復や堅調な設備投資に牽引される形で、民需主導の自律的な成長軌道に乗せ、「成長と分配の好循環」「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとする「新しい資本主義」の実現に向けて着実に前進していくこととしております。

県では、新たに策定される「新秋田元気創造プラン」の中で、新型コロナウイルス感染症への対応として、医療・検査体制の充実と県内経済の下支えを掲げるとともに、人口減少を克服するため、県民の賃金水準向上とカーボンニュートラルへの挑戦、デジタル化の推進を3つの選択・集中プロジェクトに加え、「若者・女性の活躍の推進」についても、横断的・集中的に取り組むこととしております。

こうした国や県の動向等を鑑みながら、本市における重要課題を施策重点化の視点として整理した「第2次潟上市総合計画後期基本計画」や「第2次潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標実現を図るため、新年度において引き続き、「稼げる力」「支える力」「考える力」を重点施策の3つの柱に据え、市民が幸せを実感し、誇りや生きがいをもって暮らせる魅力あふれるまちづくりを推進してまいります。

次に、令和4年度予算編成について申し上げます。

令和4年度当初予算の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ145億3,400万円で、骨格予算とした前年度と比較して4億400万円、約2.9パーセントの増となっております。

令和4年度の財政状況は、財政調整基金残高の一定額の確保と、プライマリーバラン

スの黒字化を図るため、普通建設事業費を抑制する一方、特に「稼げる力」による市内経済の成長が「支える力」の後押しとなることを目指し、市内事業者への支援、農林水産業の振興、特産品の販売促進等に向けたソフト事業を積極的に展開する予算としております。

また、天王こども園の整備等による大規模事業が一段落し、今後は公共施設等総合管理計画に基づく施設の解体や長寿命化改修等に向けて取り組むこととしております。

新型コロナウイルス感染症の影響は続いておりますが、大規模イベント等についても、感染対策を講じた上で開催できるよう準備を進め、感染状況を見極めながら必要に応じて補正予算により対応してまいります。

次に、令和4年度の重点施策等について申し上げます。

まずは、「稼げる力」の創造についてであります。

本市には、米や野菜、花き、果樹に加え、わかさぎや北限の秋田ふぐなど、良質な農林水産物を安定的に供給できる基盤があります。これらの先人から受け継がれてきた地域資源を有効に活用し、生産から流通・販売までの体制強化やブランド化による付加価値生産性の向上、市内外への販路拡大を目指す事業者の育成を図り、地域活性化を推進する必要があることから、就農促進と農業生産性の強化を図るため、「稼げる力！農業生産体制強化応援事業」を拡充することにより、経営拡大に向けた取組を支援してまいります。

また、中小企業や個人事業所では、経営者自身の高齢化や後継者不足による事業継承、先進的ビジネスモデルへの対応などの課題を抱えていることから、新たに「中小企業等稼げる力創出事業」を創設し、市内事業者の安定的経営を後押しするとともに、「事業者ICT化支援事業」により、ECサイト（インターネット上の販売サイト）の活用やキャッシュレス決済の導入等による先進的ビジネスモデル導入に向けた取組を支援してまいります。

本市の観光分野においては、近隣地域への通過型観光地となる傾向があり、いかに滞在時間を増加させ、リピーターを確保していくのが課題となっております。このため、本市の魅力や地域の農林水産物、加工食品など、市内特産品のPRを積極的に行うとともに「観光活性化推進事業」の創設により、観光拠点施設のネットワーク化と観光イベントへの市民参画を推進してまいります。

次に、「支える力」の創造についてであります。

人口減少や少子高齢化、核家族化が進展する中、地域住民相互のつながりが希薄化し、身近な地域内で支え合う機能が低下しており、地域や家庭での支え合い、住民同士の絆がますます重要になっております。こうした状況に対応するためには、市民や行政だけではなく、各種団体や民間事業者、関係機関等が連携し、地域社会を支える体制を強化することが肝要であり、全ての市民が生き生きと安心して暮らせる社会を実現するため、より一層の地域福祉活動の充実を図ってまいります。

また、家族形態の多様化などにより、子育てに対して不安を抱えている人が増えている状況に対応するため、「かたがみ未来子育て応援事業」を新たに創設し、ゼロ歳児及び小・中学校へ入学する子どもを対象に、「かたがみ未来子育て応援金」を支給することとし、児童の健全な育成と福祉の増進を図ってまいります。さらに、「福祉医療給付事業」における対象年齢を高校生相当まで拡充すること等を通じて、子どもが健やかに育ち、子育て家庭が安心と喜びをもてるような地域社会の構築を目指してまいります。

女性の就業率上昇や一部地域での人口増加などにより、今後も保育ニーズの高まりが見込まれる中、待機児童の解消に向けては、保育業務のデジタル化や保育士等の処遇改善を図るとともに、民間事業者の参入を促進することにより、保育の受け皿の拡充に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のためのワクチン接種事業につきましては、対象市民の3回目のワクチン追加接種の継続とワクチン未接種の市民への接種体制を確保するとともに、新たに5歳から11歳の小児へのワクチン接種を実施いたします。今後も国、県の方針のもと、医師会、医療機関等と連携を強化し、多くの市民が安心してワクチンを接種できるよう万全を期してまいります。

次に、「考える力」の創造についてであります。

地域の特性を生かしたまちづくりや地域課題の解消など、複雑多様化する市民ニーズに応えていくためには、行政だけでできることには限りが出てきており、市民、市議会、行政の三者がそれぞれの役割と責任を分担しながら、共に手を携えてまちづくりを進めていく必要があります。

このため、市民との協働による魅力的なまちづくりの推進や市政発展のために行動する若者等の地域リーダーの育成を通じて、あらゆる分野において、市民、市議会、行政が対話と交流を重ねながら未来を見据え、互いに知恵を出し合い、取組を推進してまいります。

今後も厳しい行財政運営が想定される中、デジタル化の推進による各種手続きの効率化や経費削減と市民の利便性向上を図るため、市税のコンビニ納付等に向けた準備を進めるほか、複雑多様化する市民ニーズや様々な行政課題に柔軟に対応し、自ら考え、行動する市職員を育成するため、職員の意識改革や組織の見直しを図ってまいります。

次に、特別会計予算及び企業会計予算について申し上げます。

特別会計予算及び企業会計予算の総額は110億3,766万円で、前年度と比較して6億9,102万8,000円、約6.7パーセント増となっております。

このうち、社会保障関係の3特別会計予算総額は78億4,351万7,000円、企業会計のうち水道事業会計の予算総額は13億4,712万5,000円、下水道事業会計の予算総額は18億4,530万5,000円となっております。

以上が令和4年度の施政方針及び重点施策であります。

私は、市長就任時の所信表明において、「これまでに築き上げられた市政の基盤を継承しつつも、ふるさと潟上の将来を見据えた重点施策の柱として「稼げる力」「支える力」「考える力」といった3つの力を新たな視点として加え、「進化する潟上市」の創造を目指し、市民の皆様が「幸せ」を実感し、誇りや生きがいをもって暮らせる、魅力あふれるまちづくりを推進する」と述べました。

いずれの施策や事業につきましても、主役である市民の目線に立ち、あらゆる場面でしっかりと説明責任を果たしながら、市民と市議会、行政の協働による「進化する潟上市」の実現を目指してまいります。

議員各位並びに市民の皆様には、今後も市政への一層のご支援とご協力を心からお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

#### 【教育行政方針報告】

○議長（小林 悟） 次に、教育長の教育行政方針報告を行います。工藤教育長。

○教育長（工藤素子） おはようございます。

それでは、市長の施政方針に引き続き、教育委員会から教育行政を進めるにあたっての方針を述べさせていただきます。

教育とは、市民一人一人が様々な人や出来事との出会いを通して広く学び、自らの能力を引き出して心豊かに成長していくことであり、現下の新型コロナウイルス感染症対策による限られた教育環境にあってもなお、可能な限り、広く豊かな学びを保障するための方針を講じることが最重要課題と考えます。

子どもたちや市民の皆様が豊かに学び、生涯にわたり学習を深めることができるよう、「文化の風薫る笑顔あふれるまちづくり」を目指して、次のとおり取り組んでまいります。

はじめに、学校教育の充実についてであります。

少子化や高齢化、グローバル化、技術革新などにより、社会及び産業構造が急速に変化し、予測困難な時代を迎えています。次の時代を生きる子どもたちには、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考えとともに、多様で協働的な学びを通して、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り開いていく力を獲得していくことが求められています。

こうした状況のもと、1人1台のタブレット端末は有効な学びの手段と考えます。本市では国のGIGAスクール構想に基づいてタブレット端末等を整備するとともに、ICT支援員による教員のICT機器操作補助や授業支援を行ってきました。

今後は、学校での活用に加え、週末や長期休業中、また臨時に休校になった場合、家庭での学習にタブレット端末を活用することが有効であると考えことから、必要な家庭にネットワーク接続機器を貸与するなどの支援を行い、子どもたちの学びの充実を図るとともに、ICT支援員を引き続き配置することで、ICTを活用した授業が充実するよう支援を行います。

新学習指導要領の全面実施に伴い、小学校3・4年生で外国語活動が、5・6年生で外国語科がスタートしています。子どもたちが外国語を学ぶことを通じて人と関わる楽しさを味わい、進んで表現できるよう、ALTを各中学校区に配置するほか、外国語活動支援員を活用し、授業の充実を図ります。加えて、県の教育専門監制度を活用して英語指導に堪能な教員を2人配置し、小・中学校における外国語教育を充実させることを通じてコミュニケーション能力を育成してまいります。

こうした学びを支えるためには、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくる」という理念を地域と学校が共有し、協働していくことが重要と考えます。一人一人の子どもたちが「自分が周りの役に立っている」という前向きな感情を持ち、人と関わる力を育むことができるよう、キャリア教育やふるさと教育など、地域と関わり、地域に根差した活動をはじめ、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動など、学校と家庭、地域が共に手を携えた取り組みを一層推進してまいります。

学校教育環境の適正化については、令和3年度、潟上市学校教育環境適正化検討委員

会において、本市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方や適正化のための具体的方策について審議され、令和4年1月、検討委員会から答申書を受け取りました。

今後は、この答申をもとに適正化についての基本方針を策定し、未来を担う子どもたちの育成のため、よりよい教育環境を確保するよう検討してまいります。

また、潟上市学校事故調査委員会については、これまでの調査活動をもとに今後の調査及び協議が進み、早期の原因解明につながるよう引き続き努めてまいります。

次に、生涯学習、生涯スポーツ、芸術・文化活動の推進についてであります。

市民一人一人が生涯にわたり、あらゆる機会や場所において学び続けることができ、その成果を社会や地域の課題解決等に活かすことのできる生涯学習活動を推進します。

令和4年度は、第4次潟上市生涯学習推進計画の策定年にあたります。これまでの生涯学習と社会教育事業の取組を検証し、これからの施策を検討してまいります。

昨年は、生涯学習を含めた市民活動の拠点となる潟上市市民センター「かたりあん」がオープンしました。各種団体や市民の活動拠点として、また日頃の学習成果を発表する場として活用するとともに、市民が芸術性と文化水準の高い公演を身近で鑑賞できる機会を設けます。

図書館では、乳幼児期からの読書習慣を身に付けられるような環境づくり、学校における読書活動、働く世代や高齢者等への読書支援のほか、市民の多様な読書ニーズに対応できるよう読書環境の整備を進めます。

子どもたちの安全と安心が確保された環境のもと、子どもの「生きる力」や豊かな情操を育めるよう、児童館活動を推進します。

市民の自主的で積極的な参加のもと、芸術文化活動が展開できるよう、活動成果を発表できる機会や芸術文化に触れる機会を充実させ、その活動を支援します。

ふるさと潟上の歴史や文化を理解する上で貴重な市民共有の財産である市の指定文化財や郷土芸能については、適切な保存と保護活動に対する支援に努めます。

市民の誰もが生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、運動の習慣化、健康と体力づくりへの意識が高まるよう、各種スポーツ大会を実施し、スポーツ環境の充実に努めます。

なお、これらの各種イベント等については、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮して計画・実施します。

体育施設の管理運営については、3月から天王総合体育館に導入し運用しているトレーニング機器の利用促進を進め、他の体育施設も含め、市民の皆様に、より安全に、より快適にご利用いただけますようサービスの向上を図ります。

これまで述べた施策において、一人一人の市民がそれぞれの必要や希望に応じて生涯学び、子どもたちがたくましく心豊かに育つことを通して、本市の目指す「進化する潟上市」の実現につながる「支える力」「考える力」の素地を養うことができるよう、また、子どもたちが「ふるさと潟上」に誇りをもち、やがてまちづくりに参画し、このまちを支える力になるという好循環を生むことができるよう、着実に実現を目指してまいります。

最後に、日頃からの議員各位のご指導と市民の皆様のご協力に心から感謝を申し上げ、また、今後のご支援とご協力をお願い申し上げて、令和4年度の教育行政の方針といたします。

○議長（小林 悟） これで、施政方針、教育行政方針報告を終わります。

【日程第5、議案第2号 潟上市消防団に関する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第5、議案第2号、潟上市消防団に関する条例（案）についてを議題とします。

議案第2号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） それでは、議案第2号、潟上市消防団に関する条例（案）についてご説明いたします。

本日お配りいたしました説明資料の3ページをお開き願います。

本条例（案）は、消防団員の処遇を改善することにより、消防団員の入団を促進するとともに、その継続的な活動の維持を図ることを目的として、消防団員に支給する年額報酬及び出動報酬等を改正するものでございます。

主な内容についてご説明いたします。

（1）年額報酬の額の引き上げについてでございます。団長及び副団長については変更ございませんが、分団長及び副分団長の報酬額を年額2,000円増額し、それぞれ、3万4,000円、3万円としております。また、部長、班長及び団員の報酬額を年額5,000円増額し、それぞれ、2万3,000円、2万1,000円、2万円としております。

（2）についてでございますが、従来の出動手当を費用弁償から出動報酬に改め、日額としております。

なお、火災等の災害出動を、現行の1回2,000円から1日4,000円に改めております。

(3) その他規定の整備として、出動時の留意事項の削除など条例全体を見直しております。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 団員の、何と申しますか、報酬を改正するという事で、結構なことと思いますが、現在、言葉は悪いが、団員になっておっても一切出動しないで報酬をもらってるというもおるわけで、その辺のチェックはどのようにされてますか。

○議長（小林 悟） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答えいたします。

団員の登録をしておりますながら活動していない団員がいるんじゃないかということでございますけれども、市では団員個々の活動は、現在のところ把握してございません。

以上です。

○議長（小林 悟） 4番戸田議員。

○4番（戸田俊樹） 団員の、団の活動は把握されても、団員の訓練や出動についての把握はされていないということは、危機管理上、非常に問題があると思います。そういう実態を踏まえた上での改正なら結構なんですけど、その現場を分からないままに報酬の引き上げをして団員を増やそうとするのは、少し仕事がおかしいんじゃないかなと思うわけなんですけども、もう一度答弁をお願いします。

○議長（小林 悟） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の改正、条例改正でございますが、国から、消防団員の処遇の改善を図り、団員の減少に歯止めをかける、あるいは団員の確保、増員に努めると、努めるようにということで通知がございました。その通知、そして周辺の状況を考慮しながら、今回の改正をお願いするものでございます。

先ほど、個々の状況を把握せずに改正することについてはいかがなものかということでございましたけれども、団、それぞれの分団の全体としての活動は把握してございますので、各分団で何人の分団員が活動してるかといったようなことは、市の方でも把握してございますので、今回改正にあたりまして特に問題はないものというふうに考えて

おります。

以上です。

○議長（小林 悟） 4番ありませんか。戸田議員。

○4番（戸田俊樹） 議長、今ね、総務部長の発言は、さっきの発言と違うんですよ。こうなってるから、そういう場合は再質しないで、議長から当局に、今の発言の答弁は先に答弁したのと違うということを議長から指摘してやらないとうまくない。以上、終わります。

○議長（小林 悟） はい。ほかに質疑ございませんか。7番堀井議員。

○7番（堀井克見） 基本的にね、消防団員は地域の安全・安心の担い手として、仕事持ちながらね献身的に頑張っている。これはもう日頃の活動に心から敬意を申し上げます。

○議長（小林 悟） 堀井議員、所管の内容になりますんで。

○7番（堀井克見） すいません。

○議長（小林 悟） それは所管に帰ってお願いします。

○7番（堀井克見） そうすれば委員会の方で。

○議長（小林 悟） はい、お願いします。

○7番（堀井克見） これ付託されるものね。

○議長（小林 悟） はい、お願いします。

○7番（堀井克見） ごめんなさい。

○議長（小林 悟） ほかにございませんか。5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） 内容については問題ないと思いますが、訓練ですけども、訓練の現行金額変わっておりませんが、訓練ということは、例えば操法大会出場するために何日か練習するわけですか。それが訓練に入ると、団員全員分みるというような方向で考えてよろしいですか。

○議長（小林 悟） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答えいたします。

小型ポンプ操法大会出場のための練習、訓練に入るかということでございますが、これは、これまでも訓練として捉えておりましたし、今後も訓練として見るものでございます。

分団員全員がその訓練にあたった、まあ練習したことで捉えるのかということでござ

いますけれども、これについては、これまで分団長から、まあそれぞれの日数のその練習に参加した人数を報告していただいた上で、手当てとしてお支払いをしていた状況です。この後も、これからは個々の団員が実際出たかということで個別にその状況を把握しまして、各分団員にお支払いするということになるものでございます。

以上です。

○議長（小林 悟） ほかにございませんか。8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 条例を見ますと定数が508人ということになっておりますが、消防団員の処遇改善、特に手当てのところ改善しても、定数どおりにやはり消防団員が集まってくるのかどうかというのは、私はちょっと疑問があります。やはり、なぜこういうふうな消防団員としてどういうふうな活動をするかというふうなところをこう、やはり理解していただかないというふうなことがまず前提にあると思います。それで、今、定数に対してどういうふうになってるのかということと、それからあとは、分団長以下団員までの報酬がいろいろ改定というふうなことになりますが、それぞれどれぐらいの人数で、総額ではどれぐらいのお金がかかるのか、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（小林 悟） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答えいたします。

定員に対して分団員の現状ということでございますが、先ほど議員からご指摘ございましたように、定員は508人となってございます。現在の分団員数でございますが、今年2月末現在で440人となってございます。内訳ですが、幹部が7人、それから分団長、副分団長、各30人、部長59人、班長72人、残りが団員ということになります。この影響額ですが、令和3年度、4年度、この比較で453万円増額となってございます。

以上です。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 定数に対して、508に対して団員が440、やはりだいぶ少ないというふうなことを感じますね。市民の安全・安心を守るために、報酬だけでなく、団員の募集、是非力を入れていただきたいと思いますが、今後の方向はどのようになっていますか。

○議長（小林 悟） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答えいたします。

分団員の確保ということをございますけれども、今回の条例改正もひとつのその方策でございます。国でも、この分団員の減少については大変危機感を持ってございます。そうした中で、分団員のあり方についての見直しもこれまで進めてきておりまして、例えば機能別分団員といったようなことで、消防団員活動の、消防団としての活動の中のごく限られた部分についてだけ分団員として活動していただくようなあり方、あるいは、そういった見直しをしてきております。また、通常分団員にあつては、やはり地域の中でどのようにして生きていくかというようなこともあろうかと思ひますので、各分団で努力をしていただいておりますけれども、市でもそういった分団員の勧誘については、加入しやすい方法、それから先ほども指摘ございましたように、分団員、分団活動をより知っていただく、そういったことを行いながら、分団員の確保できるようにしてまいりたいと思ひております。

以上です。

○議長（小林 悟） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託いたします。

【日程第6、議案第3号 潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第6、議案第3号、潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） それでは、議案第3号、潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の4ページをお開き願ひます。

本条例（案）は、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」に鑑み、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件等の規定を整備するものでございます。

内容についてご説明いたします。

（1）育児休業及び部分休業の取得要件の緩和のため、取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を廃止しております。

また、（２）育児休業を取得しやすい勤務環境の整備として、妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認等の措置を講じております。

なお、この条例は、令和４年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第７、議案第４号 潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第７、議案第４号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第４号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤国栄） それでは、議案第４号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の５ページをお開き願います。

本条例（案）は、軽自動車税の種別割の納期を変更するもので、現行の納期「４月１１日から４月３０日」を「５月１日から５月３１日」に改めるものでございます。

令和５年度からの地方税における納付書への統一ＱＲコード記載及び導入予定でありますコンビニ納付に伴い、納付書の発送に現在より時間を要するため、その対応として納期を５月に変更し、納税義務者の納付できる期間を確保するものでございます。

なお、この条例は、令和５年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託とします。

暫時休憩します。１１時１０分まで休憩したいと思います。

午前１０時５８分 休憩

.....  
午前１１時１０分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第8、議案第5号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第8、議案第5号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第5号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤国栄） それでは、議案第5号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の6ページをお開き願います。

本条例（案）は、地方税法の一部改正等に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を減額するものでございます。

主な内容は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険被保険者世帯内にその年度末時点で未就学児がいる場合、その未就学児に係る均等割額を5割減額するものでございます。

また、従来の7割、5割、2割軽減対象の未就学児は、軽減後の均等割をさらに5割減額するものです。

4の参考の（3）にそのイメージがございましたので、後ほどご覧いただければと思います。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございますが、ご説明いたしました未就学児に係る被保険者均等割額の減額については、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第9、議案第6号 潟上市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第9、議案第6号、潟上市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第6号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤国栄） それでは、議案第6号、潟上市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の7ページをお開き願います。

本条例（案）は、潟上市国民健康保険事業財政調整基金を処分することができる要件を追加するものでございます。

内容についてご説明いたします。

「国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用が不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。」を要件に追加するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託とします。

【日程第10、議案第7号 潟上市敬老祝い金条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第10、議案第7号、潟上市敬老祝い金条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第7号について、当局より提案理由の説明を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、議案第7号、潟上市敬老祝い金条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の8ページをお開き願います。

本条例（案）は、平均寿命の延伸及び社会情勢の変化並びに条例の定める目的に鑑み、敬老祝い金の支給対象者を見直すものでございます。

内容は、敬老祝い金の支給対象者を、現行の範囲から満88歳の米寿から満101歳以上の範囲に改めるものでございます。

本市の平均寿命は、男性が79.5歳、女性が86.5歳でございます。今後も平均寿命の延伸と高齢化の進展が予想される中、77歳という年齢は現役でご活躍されている方も多く、また、平均寿命を下回っていることから、支給対象年齢を見直すに至ったものでご

ございます。

また、県内において喜寿の方に対する祝い金を支給しているのは、本市を含め3市町村でございます。

限られた財源の使途として、現金給付型事業を見直し、高齢者の方に対してより必要なサービス提供に充てていきたいと考えております。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託とします。

【日程第11、議案第8号 潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第11、議案第8号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第8号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤国栄） それでは、議案第8号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の9ページをお開き願います。

本条例（案）は、「潟上市昭和衛生センター」及び「潟上市飯田川衛生センター」を廃止するもの、及び規定を整理するものでございます。

昭和及び飯田川地区のし尿処理施設における処理は、人口減少と公共下水道の普及に伴い、年々減少したことから現在休止しております。また、施設内の機材も耐用年数を超え、老朽化により使用不能な状態でございます。今後も使用する予定はございませんので、都市計画マスタープランの方針に基づき廃止するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託とします。

【日程第12、議案第9号 潟上市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第12、議案第9号、潟上市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第9号について、当局より提案理由の説明を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） それでは、議案第9号、潟上市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。説明資料の11ページをお開き願います。

本条例（案）は、都市計画法施行令の一部改正に伴い、市街化調整区域における開発基準を変更するものでございます。

主な内容でございますが、都市計画法第34条第11号の条例で指定する区域、いわゆる3411区域から、災害リスクの高いエリア、具体的には、資料にあります①から⑤のエリアを除外するものでございます。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 1から5までのことでちょっとお聞きしたいんですけども、2、3、4については理解できますけれども、1番、災害危険区域、これは該当するところ、箇所数もないというふうなことなんですけど、これどういうふうなところが災害危険区域なのかというふうなことと、それから、⑤番、浸水想定区域のうち建築物がというふうなことで浸水するとかというふうにかこう書いてありますけれども、以前は大雨が降ると、豊川の船橋地域とかそういうふうなところが洪水に見舞われていたというふうなことですが、この資料を見ますと、その該当するところとかそういうふうなところはないということで、想定はもう、ここはもうしなくてもいいということなのではないでしょうか。1番と5番について伺いたいと思います。

○議長（小林 悟） 畠山都市建設課長。

○都市建設課長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初に、災害危険区域のことですけれども、これは建築基準法の中で指定されておりまして、市の条例で指定されることになっておりまして、該当がないということで

ございます。

次に、浸水被害防止区域についてですけれども、これは水防法の中で規定されておりまして、その中に水防警報河川というものが指定されております。例えば秋田県内ですと、米代川、雄物川、子吉川の1級河川と、その他近くで言いますと、馬場目川等がこの水防警報河川に指定されておりまして、潟上市内の河川についてはその指定を受けていないということで、この区域もゼロということでございます。

以上です。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 豊川、県ですね、指定を受けてないというふうなことのようなんですけれども、それでは、大雨が降ったときの想定としては、もう浸水はないというふうな判断に市の方でもなっているのか、そこら辺どうでしょう。まあ工事がかなり終わっているような状態なんですけれども。

○議長（小林 悟） 畠山都市建設課長。

○都市建設課長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

5番の浸水想定区域のうち、建築物が破壊、浸水し、住民の生活又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域ということの考え方ですけれども、おおむね3メートルぐらいの浸水区域を指定しておりますので、潟上市の河川についてはこの水防警報河川に入っていないので、その河川に対する浸水マップ等の作成も実施していないということでございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託とします。

【日程第13、議案第10号 潟上市自治基本条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第13、議案第10号、潟上市自治基本条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第10号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） それでは、議案第10号、潟上市自治基本条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の12ページをお開き願います。

本条例（案）は、民法の一部改正による成年年齢の引き下げに伴い、規定を整備するものでございます。

内容は、条例中の「満20歳」を「満18歳」に改めるものでございます。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託とします。

【日程第14、議案第11号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第14、議案第11号、潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第11号について、当局より提案理由の説明を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、議案第11号、潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の13ページをお開き願います。

本条例（案）は、潟上市がマイナンバー制度における個人番号を独自利用することができる事務に、「福祉医療費の支給に関する事務」を追加するものでございます。

事務を追加することにより、転入者に係る福祉医療費の受給資格認定の際に求めている所得・課税関係の証明書の提出が不要となるため、手続きに来られる方の負担が軽減されます。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託とします。

【日程第15、議案第12号 市道路線の認定及び変更について】

○議長（小林 悟） 日程第15、議案第12号、市道路線の認定及び変更についてを議題とします。

議案第12号について、当局より提案理由の説明を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） それでは、議案第12号、市道路線の認定及び変更についてご説明いたします。

説明資料の14ページをお開き願います。

本案件は、市道路線の認定及び変更について、議会の議決を求めるものでございます。新たに認定する路線でございますが、3路線でございます。開発行為（宅地造成）により市に帰属された道路で、総延長は401.6メートルでございます。

また、変更する8路線は、既に潟上市道に認定されている路線で、側溝改良工事等による道路部面積の変更によるものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託とします。

【日程第16、議案第13号 男鹿地区衛生処理一部事務組合格約の一部変更について】

○議長（小林 悟） 日程第16、議案第13号、男鹿地区衛生処理一部事務組合格約の一部変更についてを議題とします。

議案第13号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤国栄） それでは、議案第13号、男鹿地区衛生処理一部事務組合格約の一部変更についてご説明いたします。

説明資料の16ページをお開き願います。

本案は、令和4年4月22日から男鹿市議会議員定数が変更されることに伴い、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員定数の見直しを行ったことにより、同組合格約における議会議員定数を改めるものでございます。

内容についてご説明いたします。

男鹿市議会議員定数が現行の「18人」から「16人」となることに伴い、組合議員の

議員定数を「10人」から「9人」に改め、そのうち男鹿市の議員定数を「6人」から「5人」に改めるものでございます。

なお、この規約は、知事の許可を受け、令和4年4月22日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

【日程第17、議案第14号 令和3年度潟上市一般会計補正予算（第14号）（案）について から 日程第25、議案第22号 令和3年度潟上市下水道事業会計補正予算（第3号）（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第17、議案第14号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第14号）（案）についてから日程第25、議案第22号、令和3年度潟上市下水道事業会計補正予算（第3号）（案）についてまで一括議題とします。

議案第14号から議案第22号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） それでは、補正予算の大綱について、本日お配りしている説明資料の17ページ、「議案第14号－第22号 令和3年度一般会計、特別会計及び企業会計3月補正予算（案）の概要について」によりご説明いたします。

1、補正予算の概要でございます。

今回の補正予算は、国の補正予算に係る事業や基金の積立を行うほか、決算見込みに伴う事業費の増減などについて計上しております。

2、一般会計補正予算の規模についてご説明いたします。

一般会計補正予算（第14号）（案）は、補正前の予算額173億4,491万1,000円に補正額2億8,875万1,000円を追加し、補正後の予算額を176億3,366万2,000円とするものでございます。

財源内訳は、特定財源が1億1,769万3,000円で、一般財源が1億7,105万8,000円でございます。

特定財源の内訳は、表の下に記載のとおりでございます。

18ページをお願いいたします。

3、繰越明許費補正は、住民基本台帳システム改修事業457万6,000円など、7件でございます。

内訳は、表のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出予算についてご説明いたします。

4、一般会計補正予算の内容でございます。

2款1項17目基金費のうち、ふるさと応援基金積立金は7,383万円の追加でございます。今年度の寄附額を7,100万円と見込み、基金利子と、昨年度に積み立てられなかった寄附金を合わせて積み立てるものでございます。

財政調整基金積立金は、1億694万8,000円の追加でございます。基金利子と余裕財源を積み立てるものでございます。

減債基積立金は、国補正予算による1億976万2,000円の追加でございます。令和3年度の臨時財政対策債の償還財源として、1億976万1,000円が普通交付税として追加交付されたため、基金利子と合わせて基金に積み立てるものでございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、国補正予算による住民基本台帳システム改修事業457万6,000円の追加でございます。マイナンバーカード所持者がオンラインによる転出届・転入予約を行うことができるよう、住民基本台帳システムの改修を行うものでございます。

4款1項9目新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、347万1,000円の追加でございます。3回目の接種開始に伴い、不足する経費を追加するものでございます。

6款1項4目農地費は、国補正予算による県営事業負担金の追加でございます。ため池等整備事業は69万5,000円の追加で、真崎堰地区用排水路整備事業、湛水防除事業は

425万円の追加で、湛水防除事業（天王東地区）に係る負担金でございます。

8款2項2目道路新設改良費は、国補正予算に係る社会資本整備総合交付金事業4,500万円の追加でございます。二田追分線改良事業に係る物件補償費を追加するものでございます。

以上が一般会計補正予算の大綱でございます。

20ページをお願いいたします。

続いて、5、特別会計・企業会計補正予算についてご説明いたします。

国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）は、補正前の予算額34億3,246万9,000円に補正額3億7,981万7,000円を追加し、補正後の予算額を38億1,228万6,000円とするものでございます。

主な内容は、繰越金を全額計上し、療養給付費の補正と財政調整基金への積立を行うものでございます。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）は、補正前の予算額3億5,506万7,000円に補正額1,523万5,000円を追加し、補正後の予算額を3億7,030万2,000円とするものでございます。

内容は、保険料の決算見込による基盤安定負担金の補正でございます。

介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）は、保険事業勘定の補正前の予算額40億4,843万8,000円に補正額9,256万1,000円を追加し、補正後の予算額を41億4,099万9,000円とするものでございます。

主な内容は、繰越金を全額計上し、基金に積み立てるほか、過年度の補助金の精算を行うものでございます。

豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）は、補正前の予算額34万7,000円に補正額479万4,000円を追加し、補正後の予算額を514万1,000円とするものでございます。

内容は、繰越金と財産収入を基金に積み立てるものでございます。

下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）は、補正前の予算額32万2,000円に補正額29万3,000円を追加し、補正後の予算額を61万5,000円とするものでございます。

内容は、繰越金を基金に積み立てるものでございます。

和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）は、補正前の予算額170万9,000円に補正額30万2,000円を追加し、補正後の予算額を201万1,000円とするものでございます。

内容は、繰越金を基金に積み立てるものでございます。

飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）は、補正前の予算額68万9,000円に補正額23万2,000円を追加し、補正後の予算額を92万1,000円とするものでございます。

内容は、繰越金を基金に積み立てるものでございます。

下水道事業会計補正予算（第3号）（案）は、資本的支出の補正前の予算額6億9,949万2,000円に補正額811万4,000円を追加し、補正後の予算額を7億760万6,000円とするものでございます。

内容は、流域下水道建設負担金の追加でございます。

以上が特別会計・企業会計補正予算の大綱でございます。

○議長（小林 悟） これで大綱説明を終わります。

【日程第26、議案第23号 令和4年度潟上市一般会計予算（案）について から 日程第35、議案第32号 令和4年度潟上市下水道事業会計予算（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第26、議案第23号、令和4年度潟上市一般会計予算（案）についてから日程第35、議案第32号、令和4年度潟上市下水道事業会計予算（案）についてまでを一括議題とします。

議案第23号から議案第32号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） 令和4年度潟上市予算（案）の大綱について、別冊の「令和4年度当初予算概要」によりご説明いたします。

それでは、1ページをお開き願います。

1、当初予算の規模についてご説明いたします。

令和4年度潟上市一般会計予算の総額は、歳入歳出とも145億3,400万円で、前年度6月補正後と比較し、4億9,416万1,000円、3.3パーセント減でございます。

1、予算規模についてご説明いたします。

令和4年度当初予算は、令和4年度潟上市重点施策推進方針に基づき、ふるさと潟上の将来を見据えた「稼げる力」「支える力」「考える力」の3つの力の創造につながる施策・事業を中心に編成しております。

特に、「稼げる力」では市内事業者への支援、「支える力」では子育て世代への支援、「考える力」では行政サービスのデジタル化推進など、「進化する潟上」への足掛かりとなる取組を新規事業及び拡充事業として計上し、「第2次潟上市総合計画後期基本計

画」及び「第2次潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる事業にも重点的に取り組むこととしております。

当初予算規模は、前年度6月補正後と比較して減少しておりますが、国・県の新型コロナウイルス対策事業費や新型コロナウイルスワクチン接種事業費の減額、漁港整備事業の終了などによるものでございます。

厳しい財政状況が続く中で、市税収入は増加しておりますが、地方交付税の減少が見込まれるため、前年度同額の財政調整基金の取崩しを行っております。

天王こども園の整備により大規模事業が一段落し、今後は、公共施設等総合管理計画に基づく施設の解体や長寿命化改修などに取り組むこととしております。

令和4年度は、財政調整基金残高の一定額の確保と、プライマリーバランスの黒字化を図るため、普通建設事業費を抑制しております。

一方で、「稼げる力」による市内経済の成長を、「支える力」の後押しとするため、市内事業者への支援、農林水産業の振興、特産品の販売促進等のソフト事業を積極的に展開する予算といたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響は続いておりますが、大規模イベント等についても、感染対策を行い開催できるよう準備を進め、感染状況により補正予算での対応を検討しております。

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、順次事業化を予定しております。

2ページをお願いいたします。

(1) 歳入についてご説明いたします。

1款市税は28億1,257万円で、前年度比8,123万5,000円、3.0パーセント増でございます。このうち、市民税は前年度比9,361万6,000円増です。固定資産税は前年度比2,096万1,000円減でございます。

2款地方譲与税は1億4,226万8,000円で、前年度比310万6,000円、2.2パーセント増でございます。

7款地方消費税交付金は7億2,000万円で、前年度比5,800万円、8.8パーセント増でございます。

10款地方交付税は60億1,574万8,000円で、前年度比1億6,465万円、2.8パーセント増でございます。

14款国庫支出金は21億9,710万1,000円で、前年度比1億1,778万5,000円、5.1パーセント減でございます。

15款県支出金は9億7,840万4,000円で、前年度比1億7,950万8,000円、15.5パーセント減でございます。

18款繰入金は4億341万円で、前年度比705万7,000円、1.8パーセント増でございます。

19款繰越金は2億5,000万円で、前年度比2億4,588万3,000円、49.6パーセント減でございます。

21款市債は4億9,900万円で、前年度比2億8,290万円、36.2パーセント減でございます。

増減の主なものは、臨時財政対策債が前年度比2億8,650万円の減、道路整備事業債が前年度比3,280万円の増でございます。

3ページをお願いいたします。

歳入のうち自主財源は、下の表の①市税から④繰越金の合計で、27.0パーセント、39億247万9,000円でございます。

依存財源は、⑤地方交付税から⑨地方譲与税等の合計で、73.0パーセント、106億3,152万1,000円でございます。

4ページをお願いいたします。

歳出の目的別予算についてご説明いたします。

1款議会費は1億7,111万7,000円で、前年度比15万円、0.1パーセント増でございます。

2款総務費は16億2,548万円で、前年度比1億3,478万1,000円、7.7パーセント減でございます。

3款民生費は58億5,476万7,000円で、前年度比4,208万3,000円、0.7パーセント増でございます。

4款衛生費は11億599万5,000円で、前年度比2億2,057万4,000円、16.6パーセント減でございます。

6款農林水産業費は3億1,706万9,000円で、前年度比1億4,822万9,000円、31.9パーセント減でございます。

7款商工費は4億487万3,000円で、前年度比1億571万円、35.3パーセント増ござ

います。

8款土木費は12億4,824万5,000円で、前年度比3,761万5,000円、3.1パーセント増でございます。

9款消防費は9億2,073万円で、前年度比2,151万6,000円、2.4パーセント増でございます。

10款教育費は10億3,138万6,000円で、前年度比1億5,328万2,000円、12.9パーセント減でございます。

12款公債費は18億3,626万1,000円で、前年度比4,436万1,000円、2.4パーセント減でございます。

性質別予算についてご説明いたします。

人件費は26億1,584万3,000円で、前年度比4,722万6,000円、1.8パーセント減でございます。

扶助費は25億5,741万2,000円で、前年度比1億6,659万3,000円、6.1パーセント減でございます。

公債費は18億3,626万1,000円で、前年度比4,436万1,000円、2.4パーセント減でございます。

これら3つを合わせた義務的経費は、全体の48.2パーセントでございます。

普通建設事業費は6億4,836万9,000円で、前年度比1億5,511万6,000円、19.3パーセント減でございます。

物件費は24億6,197万円で、前年度比1億1,448万8,000円、4.4パーセント減でございます。

維持補修費は3億3,143万7,000円で、前年度比5,304万5,000円、19.1パーセント増でございます。

補助費等は24億3,848万2,000円で、前年度比6,383万6,000円、2.6パーセント減でございます。

繰出金は14億7,104万2,000円で、前年度比3,778万8,000円、2.6パーセント増でございます。

貸付金は1億円で、前年度同額でございます。

7ページの下段をお願いいたします。

6、令和4年度各特別会計・企業会計予算についてご説明いたします。

特別会計及び企業会計の水道と下水道事業会計を合わせた総額は110億3,766万円で、前年度比6億4,546万9,000円、6.2パーセント増です。

内訳は、社会保障関係が78億4,351万7,000円で、前年度比1億2,214万8,000円、1.6パーセント増、財産区が171万3,000円で、前年度比135万4,000円、44.1パーセント減、企業会計が31億9,243万円で、5億2,467万5,000円、19.7パーセント増でございます。

9ページをお願いいたします。

2、重点施策の概要についてご説明いたします。

本予算（案）は、ふるさと潟上の将来を見据えた「稼げる力」「支える力」「考える力」を政策の柱とし、市民が幸せを実感し、誇りや生きがいをもって暮らせる魅力あるまちづくりを推進するため、特別会計等や再掲を含め、総額104億70万円となる事業を計上しております。

1つ目「稼げる力」の創造には、5億9,654万4,000円を計上しております。

地域活力の源となる地域産業の生産性向上や、農林漁業者の生産拡大のほか、市のPR強化に努めるとともに、特産品の新規開発・販路拡大や観光資源の磨き上げを図るものでございます。

新規事業・拡充事業についてご説明いたします。

1、市内事業者への持続的発展等支援事業の創設についてご説明いたします。

(1) 【新規】事業所従業員育成支援事業は69万円で、事業所の従業員の資質向上や、労働環境・処遇の向上を図るため、資格取得の支援に係る経費の一部を「ワーキングスキルアップ支援助成金」により助成するものでございます。

(2) 【新規】中小企業等稼げる力創出事業は1,007万2,000円で、事業者の所得向上による安定的な経営を推進するため、10パーセント以上の所得向上が見込まれる事業計画に基づく取り組みに対し補助するものでございます。

10ページをお願いいたします。

(3) 【新規】事業者ICT化支援事業は300万円で、事業者の所得向上に向け、ECサイト等の活用やキャッシュレス決済など、ICT化に向けた取組に対し補助するものでございます。

2、成長分野産業の振興は、(1) 【拡充】工場等設置奨励事業が4,425万5,000円で、潟上市工場等設置奨励条例に基づき、令和4年度から、本社機能移転促進助成分を

拡充し、10パーセント、限度額2,000万円を上乗せ補助するものでございます。

11ページをお願いいたします。

4、農林水産業の振興は、(1)【拡充】農業振興事業が3,488万3,000円でございます。

12ページをお願いいたします。

⑥稼げる力！農業生産体制強化応援事業費補助金は、若手農業者の就農定着や認定農業者へのステップアップを図るため、生産体制の強化や経営拡大に向けた取組を支援するものでございます。

13ページをお願いいたします。

5、本市魅力の積極的な情報発信は、(1)【拡充】情報発信事業が2,145万1,000円で、広報かたがみの発行、ホームページの充実に加え、公式ユーチューブ等のSNSの活用など、様々なツールにより発信力を強化するものでございます。

14ページをお願いいたします。

6、ふるさと納税の推進は、(1)【拡充】ふるさと納税事業が5,620万6,000円で、潟上市の知名度を向上させ、ふるさと応援寄附金の寄附者の増加を目指すため、インターネット関連サイトを活用した周知活動を実施するものでございます。

2つ目の「支える力」の創造に係る事業は、95億9,251万7,000円を計上しております。

全ての市民が夢や希望、誇りをもっていきいきと暮らしていくため、市民の生命・財産の堅持、健康寿命の延伸や子育て・教育の環境整備などを図るものでございます。

主な事業についてご説明いたします。

1、マイナンバーカードの交付推進は、(1)【新規】マイナンバーカード交付推進事業が3,031万円で、マイナンバーカード普及促進のため、マイナンバーカードを利用した新たなサービスとして、コンビニ交付の導入を行うものでございます。令和5年1月のサービス開始を目指して準備を行うものでございます。

15ページをお願いいたします。

5、就学前教育・保育の推進についてご説明いたします。

17ページをお願いいたします。

(4)【新規】待機児童対策事業は2,301万8,000円で、保育の受け皿を拡充するため、保育人材の確保や民間事業者の参入促進に取り組むものでございます。

①保育業務のデジタル化推進事業では、保育士の事務負担を軽減するため、保育業務システムを導入し、働き方の見直しと保育に専念する時間の確保に努めるものでございます。

③保育所等整備費補助金は、国の保育所等整備費交付金に基づく保育施設等の整備費用に、市で上乗せ補助を行い、民間事業者の参入を促進するものでございます。

6、芸術文化の振興は、(1)【新規】芸術文化振興事業が200万円で、市民の芸術文化意識の向上を図るため、潟上市市民センター「かたりあん」を拠点とし、市民が芸術や文化に触れ、自らも発信する機会をつくるもので、市民参加型ミュージカルの開催などを行うものでございます。

18ページをお願いいたします。

8、ライフステージに応じた切れ目のない支援は、(2)【拡充】福祉医療給付事業(乳幼児、小・中学生、ひとり親、8月から高校生相当年齢)が1億797万1,000円で、令和4年8月から医療費の助成を高校生相当年齢まで拡充するものでございます。

(3)【新規】かたがみ未来子育て応援事業が1,306万7,000円で、児童の健全な育成及び福祉の増進を図るため、ゼロ歳児及び小・中学校へ入学する子どもに対し「かたがみ未来子育て応援金」を支給するものでございます。出生時に1万円、新小学生に2万円、新中学生に3万円を支給するものでございます。

19ページをお願いいたします。

3つ目の「考える力」の創造に係る事業は、2億1,163万9,000円を計上しております。

市職員が魅力的なまちづくりに向けて自発的に考えて行動するとともに、市民との対話と交流の機会を増やしながら自助や共助の促進を図るものでございます。

主な事業について申し上げます。

2、行政サービスのデジタル化の推進は、(1)【新規】DX推進事業が1億1,369万円でございます。

①業務システムクラウド化は、システムのサーバーをクラウド化するほか、タブレットを活用したペーパーレス会議システムなどを導入するものでございます。

②コンビニ納付等導入準備事業は、市税のコンビニ納付・クレジット納付・スマホ納付を導入するためのシステム改修を実施するものでございます。

③マイナンバーカード交付推進事業は、先ほど「支える力」の創造で申し上げたとお

りでございます。

④申告相談電子送信環境整備事業は、市の申告相談で受付した確定申告書を電子送信する環境を整備するものでございます。

なお、令和4年度の主な事業につきましては、別冊の「当初予算概要（事業編）」のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小林 悟） これで大綱説明を終わります。

昼食のため休憩します。午後は1時半より再開します。

午後 0時03分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第36、予算特別委員会の設置について】

○議長（小林 悟） 日程第36、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第14号から議案第32号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号から……中川議員。

○9番（中川光博） 午前中にやりました、総務部長から説明のありました、その当初予算概要の質疑というか質問したいと思って、あ、午後からだなと思ってたんですが、あるんでしたっけか。できるんでしたっけか。

○議長（小林 悟） それについては、予算特別委員会で大綱質疑をしたいと思っております。

議案第14号から議案第32号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

【日程第37、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（小林 悟） 日程第37、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長を選任するため、予算

特別委員会を開催します。

暫時休憩します。

午後 1時31分 休憩

午後 1時47分 再開

○議長（小林 悟） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が選出されましたので報告いたします。

委員長には13番西村 武議員、副委員長には6番澤井昭二郎議員、以上のとおり決定しました。

また、予算特別委員会は3月14日及び3月27日に開催される旨、併せて各常任委員会からなる予算特別委員会分科会を設置し、3月14日から3月17日までに詳細審査する旨の通知がありましたのでご報告いたします。

【日程第38、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について 及び 日程第39、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（小林 悟） 日程第38、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第39、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題とします。

諮問第1号及び諮問第2号について、一括して提出者の説明を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） それでは、諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。

なお、ご説明いたします2名につきましては、各議案書の裏面に略歴がございますので、適時ご覧ください。

それでは、本日配付いたしました議案書の49ページをご覧ください。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住 所 鴻上市飯田川飯塚宇飯塚74番地

氏 名 門間裕一

生年月日 昭和24年3月25日

令和4年3月4日 鴻上市長 鈴木雄大

次に、本日配付いたしました議案書の50ページをご覧ください。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住 所 潟上市天王字天王130番地1

氏 名 西村伊生

生年月日 昭和23年7月14日

令和4年3月4日 潟上市長 鈴木雄大

以上、2名の候補者について諮問するものでございます。同意のほど、宜しくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 諮問第1号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第1号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、諮問第1号は同意することに決定しました。

次に、諮問第2号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第2号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、諮問第2号は同意することに決定しました。

【日程第40、発議第3号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について 及び 日程第41、発議第4号 潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第40、発議第3号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条

例の一部を改正する条例（案）について及び日程第41、発議第4号、潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）についてを一括議題とします。

発議第3号及び発議第4号について、提出者の説明を求めます。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 私から、発議第3号を提案させていただきます。

発議第3号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

提出者は、私、堀井克見、賛成者は、菅原秀雄議員、西村 武議員の2名であります。

提案理由は、潟上市議会議員にかかわる期末手当及び費用弁償について、常勤の特別職と同様の取扱いをするとともに、所要の規定を整理するため条例の関係部分を改正するものであります。

改正内容は、議員の期末手当の支給日を一般職の職員の例と同様に改め、議長、副議長及び議員に支給する旅費についても、一般職の職員に支給する旅費の例と同様に改めるものであります。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

以上が説明であります。

次に、発議第4号について申し上げます。

発議第4号、潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

提出者は、私、堀井克見、賛成者は、菅原秀雄議員、鏡 仁志議員の2名であります。

提案理由は、潟上市行政組織機構の見直しに伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

改正内容は、総務文教常任委員会の所管を、議会事務局に属する事項、総務部に属する事項、会計課に属する事項、教育委員会に属する事項、監査委員事務局に属する事項、固定資産評価審査委員会に属する事項、選挙管理委員会に属する事項、他の委員会の所管に属しない事項とし、社会厚生常任委員会の所管を、市民生活部に属する事項、福祉保健部に属する事項とし、産業建設常任委員会の所管を、産業振興部に属する事項、建設部に属する事項、農業委員会に属する事項にそれぞれ改めるものであります。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上であります。宜しく願いいたします。

○議長（小林 悟） これより発議第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議長(小林 悟) 次に、発議第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、3月10日木曜日午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦勞様でございました。

---

午後 1時57分 散会